

津島市定住促進補助金交付要綱（地区計画区域（神守・唐臼）・16 団地新築）

（目的）

第1条 この要綱は、「第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める重点戦略のうち「津島市に住み続けながら働けるようにする」の基本目標を達成するべく、その具体的な施策となる「利便性の高い居住環境の整備」を実践するため、対象区域内に定住する目的で新築住宅を取得する者に対して、津島市定住促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語を次のとおり定める。

- | | |
|------------|---|
| （1）地区計画 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する計画 |
| （2）市内16団地 | 神守団地、葉荊団地、青塚団地、宇治団地、みずほ団地、江南団地、百島団地、喜多神団地（蛭間・宇治）、下切団地、みどり台団地、こがね団地、永宝団地、さかえ団地、上春日台団地、下春日台団地、東愛宕団地 |
| （3）対象区域 | 地区計画区域のうち、神守中町地区計画、神守下町地区計画、唐臼地区計画又は市内16団地 |
| （4）居住誘導区域 | 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する計画（立地適正化計画）に基づく都市機能を定めた区域 |
| （5）補助対象住宅 | 対象区域内に新築された戸建て住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。） |
| （6）補助対象敷地 | 補助対象住宅の建築されている土地 |
| （7）長期優良住宅 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第5項に規定する住宅 |
| （8）GX志向型住宅 | 国にGX志向型住宅として、補助金の交付を受けた住宅 |

（補助対象住宅）

第3条 補助対象住宅は、補助金の交付を受けようとする者（以下、「応募者」という。）自らが居住するもので、次の各号を全て満たさなければならない。

- （1）内部に台所、浴室及び便所が設けられていること。
- （2）居住の用に供する部分の延べ床面積の合計が75平方メートル以上であること。
- （3）令和6年4月1日から令和9年1月1日までに新築された住宅であり、所有権保存登記又は移転登記を行った住宅であること。ただし、令和6年4月1日以前に新築された住宅であっても、未使用であることが証明された住宅はこの限りではない。

2 前項に規定する場合において、当該住宅が次の各号いずれかに該当するときは、対象としない。

- （1）既存の住宅を増築したものであるとき。
- （2）応募者が所有する住宅を取り壊して、新たに建設したものであるとき。ただし、贈与、相続、遺贈、財産分与を原因として令和6年4月1日から令和9年1月1日までの期間内に取

得し、所有権移転登記をした住宅を取り壊して、新たに建設する場合はこの限りではない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(共有の場合を含む。以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 補助対象住宅に居住し、定住する意思のあること。
- (2) 補助対象住宅のほか、市内の居住誘導区域内において自らが住むための住宅を有していないこと。
- (3) 補助対象住宅を取得した日において、応募者又は配偶者が50歳未満であること。ただし、補助対象住宅を取得した日とは、所有権保存登記又は移転登記の受付年月日とする。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 自治会活動等へ参加する意思があること。
- (6) 固定資産税の納税義務を有し、口座振替にて納税していること。
- (7) 補助対象者を含めた世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助対象者が死亡した場合は、その相続人の代表者が補助に係る権利を承継することができる。ただし、そこに居住する者に限る。

(補助金額及び対象となる期間等)

第5条 市長は、補助対象住宅を取得した者に対し、最初に固定資産税が課せられることになった年度(以下「課税初年度」という。)の翌年度から3年間に限り、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金額、対象範囲、補助交付期間を別表1に定める。
- 3 前項に規定する補助金額は、補助対象住宅が共有名義である場合は、応募者と配偶者以外で同居する者のうち前条第1項各号を満たす者全員の持ち分を按分した額とする。
- 4 補助対象住宅及び補助対象者について、別表2に該当する場合は補助金を加算して交付する。

(認定申請)

第6条 応募者は、補助対象者であることの認定を受けるために、課税初年度の9月末日までに「津島市定住促進補助金認定申請書(様式第1)」に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 建物平面図
- (3) 補助対象住宅を取得した際の売買契約書、工事施工契約書等の写し
- (4) 補助対象住宅及び補助対象敷地に係る登記事項証明書
- (5) 補助対象住宅に居住する者全員の住民票
- (6) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証(同法第7条の2第5項に規定する国土交通大臣等の指定を受けた者が発行する検査済証を含む。)の写し
- (7) 応募者及び配偶者が補助対象住宅のほか、市内の居住誘導区域内において自らが住むための住宅を有していないことを確認できる書類(固定資産名寄帳など)
- (8) 定住する意思があること、自治会活動等へ参加する意思があること及び暴力団員でないこ

とを誓約する書類

(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条に規定する、長期優良住宅建築等計画の認定の通知の写し（長期優良住宅に該当する場合に限る。）

(10) 国にGX志向型住宅として、補助金の交付を受けたことがわかる書類（GX志向型住宅に該当する場合に限る。）

(11) 固定資産税を口座振替で納税することがわかる書類（銀行に提出した依頼書など）

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する期間に申請を行わなかった者のうち、市長においてやむを得ないと認める場合は、課税初年度の翌々年度の9月末日までの期間に限り、前項に規定する申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請について、補助対象住宅が共有名義である場合は、補助対象者である者全員の必要書類を添えて、連名にて申請を行うことを要する。

4 市長は、第1項に規定する申請に対して、適当であると認めたときは、「津島市定住促進補助金認定通知書（様式第2）」により応募者に通知する。

（交付申請）

第7条 前条第4項の通知を受けた応募者（以下、「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする各年度の12月末日までに「津島市定住促進補助金交付申請書（様式第3）」に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び配偶者が市税を滞納していないことを明らかにする書類（完納証明書など）

(2) 補助対象住宅に居住する者全員の住民票（前年度の申請時から変更があった場合に限る。）

(3) 固定資産税の課税明細書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項の申請が認められた者は、補助交付期間中に限り、申請を行わなかった年度の補助金を遡及して申請することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し「津島市定住促進補助金交付決定通知書（様式第4）」により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に際し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者は、交付決定を受けた各年度の12月末日までに「津島市定住促進補助金請求書（様式第5）」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を受けた者に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第4項に規定する通知を受けた年度以降に、正当な理由なく転出又は転居したとき。

- (2) 第6条第4項に規定する通知を受けた年度以降に、補助対象住宅を取り壊し、貸与又は売却したとき。
- (3) 虚偽の申請、もしくは不正な手段により補助金の認定申請又は交付申請を行ったことが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定による交付の決定の取り消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部について、「津島市定住促進補助金返還通知書（様式第6）」により、交付決定を受けた者に通知し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

項目	補助金額	対象範囲	補助交付期間
家屋	補助対象者（補助対象者と同居する者を含む）が納付した家屋に係る各年度の固定資産税相当額（上限 10 万円とする）	補助対象住宅のうち居住の用に供する部分	課税初年度の翌年度から起算して 3 年間を限度とする。
土地	補助対象者（補助対象者と同居する者を含む）が納付した土地に係る各年度の固定資産税相当額（上限 10 万円とする）	補助対象敷地（補助対象住宅が併用住宅の場合は、敷地面積に居住の用に供する割合を乗じる）	課税初年度の翌年度から起算して 3 年間を限度とする。

備考 1：補助金の額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てるものとする。

備考 2：補助の対象となる同居者は、補助対象者が補助対象住宅を取得した日において、50 歳未満である場合に限る。

別表 2（第 6 条関係）

項目	対象要件	加算額	補助交付期間
長期優良住宅加算	補助対象住宅が、長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合	10 万円	補助交付初年度の 1 回に限る。
子供同一生計加算	補助対象住宅を取得した日から 1 回目の交付申請までの間に、補助対象者と同居する中学生以下の子がある場合	10 万円	補助交付初年度の 1 回に限る。
G X 志向型住宅加算	補助対象住宅が、国に G X 志向型住宅として、補助金の交付を受けたものである場合	10 万円	補助交付初年度の 1 回に限る。